

福岡県公報

平成二十一年三月三十日
第二千九百四十八号
増刊 ③

目次

規 則 (第十四号・第十七号)

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事課) …………… 一

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) …………… 一

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) …………… 三

訓 令 (第四号・第六号) (人事課) …………… 九

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) …………… 二二

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) …………… 二二

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) …………… 一四

規 則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第十四号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則(昭和三十一年)

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則(昭和三十一年)

十二年福岡県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条の表勤務箇所の欄中「保健福祉環境事務所」の下に「及び保健福祉事務所」を加える。

第八条第二項第五号中「保健福祉環境事務所」の下に「又は保健福祉事務所」を加える。

別表第一備考中「40時間」を「38時間45分」に改め、「補た置」の次に「(その置に「日米並の雇賃があるときは、その雇賃を切引替えた置)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条の表及び第八条第二項第五号の改正規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則(平成十八年福岡県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第六項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第十五号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年福岡県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表一の項上欄中「一の二の項ホ」を「一の三の項ホ」に改め、同表一の項下欄マ中「申請書」の下に「及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号)第一条の規定による改正後の施行規則(以下この項において「新施行規則」という。)(第一百五十三条第一項に規定する卸売販売業許可申請書)を加え、同項

下欄工中「施行規則第四百九条第一項」の下に「及び新施行規則第四百八条第一項」を加え、同項下欄サからエまでの規定中「（北九州市、福岡市及び大牟田市に限る。）」を削り、同項下欄中イを口とし、モからエまでをセからイまでとし、ヒの次に次のように加える。

モ 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第三十二条又は第三十三条の規定による郵便等販売の届出に係る書類（既存一般販売業者に係るものを除く。）
別表二二の項を次のように改める。

一一 削除	
-------	--

別表二六の項及び二七の項を次のように改める。

二六 削除	
二七 削除	

別表三〇の項及び三一の項を削り、同表三一の二の項上欄中「三四の二の項」を「三四の項」に改め、同項を同表三〇の項とし、同表三二の項を削り、同表三二の二の項上欄中「三五の二の項」を「三五の項」に改め、同項を同表三一の項とし、同項の次に次のように加える。

三二 特例条例別表三五の二の項に規定する戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号。以下この項において「法」という。）の規定による申請書等で別に規則で定めるもの	法第二十一条第一項に規定する補装具支給又は補装具修理の請求に係る書類
--	------------------------------------

三二の二 特例条例別表三五の四の項に規定する障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号。以下この項において「省令」という。）の規定による申請書等で別に規則で定めるもの

イ 省令第二条の障害児福祉手当認定請求書
ロ 省令第五条の障害児福祉手当所得状況届（省令第十三条第一項及び第十六条において準用する場合並びに福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和六十年厚生省令第四十九号）附則第四条第一項において準用する場合を含む。）
ハ 省令第七条に規定する氏名変更の届書（省令第十三条第一項及び第十六条において準用する場合を含む。）

三二の三 特例条例別表三五の五の項に規定する障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下この項において「施行規則」という。）の規定による申請書等で別に規則で定めるもの

二 省令第八条に規定する住所変更の届書（省令第十三条第一項及び第十六条において準用する場合を含む。）
ホ 省令第九条に規定する受給資格喪失の届書（省令第十三条第一項及び第十六条において準用する場合を含む。）
ヘ 省令第十条に規定する死亡の届書（省令第十三条第一項及び第十六条において準用する場合を含む。）
ト 省令第十五条の特別障害者手当認定請求書

三二の四 特例条例別表三五の六の項に規定する福岡県福祉のまちづくり条例（平成十年福岡県条例第四号。以下この項において「条例」という。）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

イ 福岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十年福岡県規則第四十一号。以下この項及び次項において「規則」という。）第八條第二項の規定により、必要に応じ、条例第十八條の規定による届出に現場写真等の添付を求めること。
ロ 規則第八條第三項の規定により、検査等の結果を通知すること。

三二の五 特例条例別表三五の六の項の下欄に規定する別に規則で定める施設

イ 北九州市 規則第四条第一号 同条第一号
ロ 同条第五号 同条第六号
ハ 大牟田市 規則第四条第一号 同条第二号
ニ 久留米市 規則第四条第一号 同条第一号
ホ 同条第五号 同条第六号

三二の六 特例条例別表三五の七の項に規定する母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の施行のための規則の規定による申請書等で別に規則で定めるもの

イ 福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年福岡県規則第三十号。以下この項において「施行細則」という。）第三条の（母子・寡婦）福祉資金貸付申請書
ロ 施行細則第四条の（母子・寡婦）福祉資金団体貸付申請書
ハ 施行細則第六条第一項の母子寡婦福祉資金借用書（個人用）及び母子寡婦福祉資金借用書（団体用）

- 二 施行細則第七条第一項の住所等変更届及び氏名変更届
- ホ 施行細則第七条第二項の連帯保証人変更願及び連帯保証書
- ヘ 施行細則第七条第三項の連帯保証人変更承認通知書及び不承認決定通知書
- ト 施行細則第七条第四項の死亡届
- チ 施行細則第八条第一項の貸付継続申請書
- リ 施行細則第八条第二項の貸付継続決定通知書及び不承認決定通知書
- 又 施行細則第九条第一項及び第十条第一項の貸付(増額・減額)申請書
- ル 施行細則第九条第二項の貸付(増額・減額)承認通知書及び不承認決定通知書
- ヲ 施行細則第十条第一項の貸付辞退届
- ワ 施行細則第十条第三項の償還通知書及び貸付(増額・減額)承認通知書
- 力 施行細則第十一条第一項の休学・復学届
- ヨ 施行細則第十一条第二項の貸付(休止・再開)承認通知書
- 夕 施行細則第十二条第一項の貸付停止事由発生届
- レ 施行細則第十二条第二項の貸付停止決定通知書
- ソ 施行細則第十三条第一項の支払猶予申請書
- ツ 施行細則第十三条第二項の支払猶予承認通知書及び不承認決定通知書
- ネ 施行細則第十四条第一項の償還方法・期間変更申請書
- ナ 施行細則第十四条第二項の償還方法・期間変更承認通知書及び不承認決定通知書
- ラ 施行細則第十五条第一項の繰上償還申出書
- ム 施行細則第十五条第二項の繰上償還通知書
- ウ 施行細則第十六条第一項の据置期間延長申請書
- エ 施行細則第十六条第二項の据置期間延長承認通知書及び不承認決定通知書
- ノ 施行細則第十七条の一時償還請求書
- オ 施行細則第十八条第一項の償還免除申請書

別表三三の項を削り、同表三四の項上欄中「四〇の項イ」を「三六の二の項イ」に改め、同項を同表三三の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>三四 特例条例別表三八の項下に規定する福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成十四年福岡県条例第七十九号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>ク 施行細則第十八条第二項に規定する償還の免除の承認又は不承認の通知</p> <p>ヤ 施行細則第十九条第一項の違約金免除申請書</p> <p>マ 施行細則第十九条第二項の違約金免除承認通知書及び不承認決定通知書</p>
---	---

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第十六号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号の表総合政策課の項中「予算係」を「予算係 土地対策係」に改め、同表広域地域振興課の項中「土地対策係 地域交通係」を「地域交通係」に改め、同項第五号の表人権・同和対策局の項中「事業係」を削り、同項第七号の表商工政策課の項中「企画係」を削り、同項第九号の表用地課の項中「収用係 用地係」を「用地係 収用係」に改める。

第七条の二の表財政課の項の次に次のように加える。

総合政策課

世界遺産登録推進室

第十一条第九号中「聴聞主催者」を「聴聞主宰者」に改め、同条第十四号中「公益法人の設立及び監督並びに公益信託の引受けの許可及び監督」を「特例民法法人、一般社団法人及び一般財団法人（公益目的支出計画の実施が完了していないものに限る。）、公益社団法人及び公益財団法人並びに公益信託」に改める。

第十五条第二号二を次のように改める。

二 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定に基づき県に対して譲与される航空機燃料譲与税に関する事。

第十五条第二号中リを又とし、ホからテまでをへからリまでとし、への前に次のように加える。

ホ 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定に基づき地方法人特別譲与税に関する事。

第二十条の四第一項第十五号を第二十号とし、第十四号を第十九号とし、同号の前に次の二号を加える。

十七 庶務に関する事（企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事を除く。）を含む。）。

十八 財務会計に関する事（企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室に係るものを含む。）。

第二十条の四第一項第十二号及び第十三号を削り、第十一号を第十六号とし、第七号から第十号までを五号ずつ繰り下げ、第十二号の前に次の一号を加える。

十一 地価動向、土地利用等に係る調査統計に関する事。

第二十条の四第一項第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、同号の前に次の三号を加える。

五 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の施行に関する事。

六 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の施行に関する事。

七 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき特定住宅用地の譲渡及び土地の譲渡予定価格の申出の認定に関する事。

第二十条の四第一項第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の施行に関する事。

第二十条の四第二項中「前項第十号、第十二号、第十四号及び第十五号」を「前項第十五号、第十七号、第十九号及び第二十号」に改め、同条第三項中「第一項第十一号及び第十三号」を「第一項第十六号及び第十八号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 総合政策課土地対策係の所掌事務は第一項第三号、第五号から第七号まで及び第一号に掲げる事務とする。

第二十条の四の次に次の一条を加える。

（総合政策課世界遺産登録推進室の所掌事務）

第二十条の四の二 第七条の二に規定する企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 世界遺産の登録の推進に関する事。

二 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する事。

第二十条の五第一項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、第十号を削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、第十三号を第九号とし、第十四号を削り、第十五号を第十号とし、第十六号から第二十七号までを五号ずつ繰り上げる。

第二十条の五第二項中「前項第九号、第十五号、第二十六号及び第二十七号」を「前項第六号、第十号、第二十一号及び第二十二号」に改め、同条第三項中「第五号及び第十六号から第二十三号まで」を「第四号及び第十一号から第十八号まで」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第八号、第二十四号及び第二十五号」を「第五号、第十九号及び第二十号」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十条の六第一項第四号に次のように加える。

リ 市町村の公営企業型地方独立行政法人に関する事。

第二十条の六第五号ト中「基づく」を「基づき市町村に対して譲与される」に改める。

第二十条の十第一号イ中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）」を「統計法（平成

十九年法律第五十三号)に、「指定統計」を「基幹統計」に改め、同条第三号イ中「指定統計」を「基幹統計」に、「就業構造基本調査、住宅・土地統計調査、全国物価統計調査、全国消費実態調査」を「住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査、全国物価統計調査」に改め、同号ロ中「指定統計」を「基幹統計」に、「家計調査及び小売物価統計調査」を「小売物価統計調査及び家計調査」に改め、同条第四号イ中「指定統計」を「基幹統計」に改め、同条第五号イ中「指定統計」を「基幹統計」に、「事業所・企業統計調査、商業統計調査、農林業センサス、漁業センサス及びサービス業基本調査」を「経済センサス、農林業センサス、漁業センサス及び商業統計調査」に改め、同号ロ中「指定統計」を「基幹統計」に、「商業動態統計調査、工業統計調査、生産動態統計調査」を「工業統計調査、経済産業省生産動態統計調査、商業動態統計調査」に改める。

第二十条の十九第一号イ中「空港整備法」を「空港法」に改める。
第二十七条第二号に次のように加える。

二 社会福祉法人及び社会福祉施設に係る運営状況の調査、監査及びこれに伴う指導に係る事務のうち、婦人保護施設に関する事。

第二十九条第十三号中「国連八ビタツト福岡事務所」を「国連八ビタツト福岡本部」に改める。

第三十一条の二第一号ロ中「らい予防法の廃止に関する法律(平成八年法律第二十八号)」を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)」に改め、同条第三号ロ中「健康の保持増進のための事業」を「健康診査」に改め、同号に次のように加える。

リ がん対策の推進に関する事。

第三十一条の六第一項第一号中「保健事業」の下に、「(特定健康診査等に係るものを除く。)」を加える。

第三十一条の七の四第一項第四号中「規定する」の下に「地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び」を加える。

第三十一条の七の五第二号ロ中「放課後児童健全育成事業、保育所及び児童厚生施設を経営する事業並びに福祉労働部障害者福祉課」を「保健医療介護部健康増進課並びに福祉労働部子育て支援課及び障害者福祉課」に改め、同条第三号ニ中「母子家庭等」を

「ひとり親家庭等」に改める。

第三十一条の七の六第三号ロ中「指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等」に改める。

第三十一条の七の八第三号に次のように加える。

又 公益通報者保護に関する事。

第三十一条の七の九第三号ニ中「育児等退職者」を「子育て女性」に改める。

第三十一条の七の十第一号中「新産業」を「新生活産業」に改める。

第三十一条の七の十二第一号に次のように加える。

ホ 隣保館の整備及び運営指導に関する事。

ヘ 地方改善施設整備に関する事。

ト 同和地区改善施設に関する事。

チ 低環境地区改善施設に関する事。

第三十一条の七の十二第三号を削る。

第三十一条の十第一号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ヘを削り、トをホとし、チからルまでをへからりまでとし、同条第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第三十一条の十第二号に次のように加える。

ホ 福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年福岡県条例第三十

一号)の施行に関する事。

第三十一条の十一第一号ロを次のように改める。

ロ 生物多様性基本法(平成二十年法律第五十八号)の施行に関する事。

第三十二条を次のように改める。

(商工政策課の所掌事務)

第三十二条 第七条第二項に規定する商工部商工政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の規定に基づく競輪施行者の競輪開催届及び競走場の設置に関する事。

二 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の規定に基づく小型自動車競走場の設置及び移転に関する事。

三 モーターボート競走法の設置及び移転に関する事。

四 商工行政の総合企画、調査及び調整に関する事。

五 産業構造の調整及び高度化の推進に関する事。

六 コンテンツ産業及びプログラミング言語ルビーを活用したソフトウェア産業の振興に関する事。

七 商工事務所、計量検定所及び大阪事務所に関する事。

八 商工部に係る人事に関する事務の総括に関する事。

九 商工部に係る予算の総括に関する事。

十 庶務に関する事。

十一 財務会計に関する事。

十二 商工部各課の連絡調整に関する事。

十三 商工部に属する事務で他課に属しない事。

2 商工政策課総務係の所掌事務は、前項第一号から第三号まで、第七号、第八号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務とする。

3 商工政策課予算係の所掌事務は、第一項第九号及び第十一号に掲げる事務とする。第三十三条の二第一号中トを削り、へをトとし、ホをへとし、二をホとし、ホの前に次のように加える。

二 工業技術の支援のための基盤施設の整備及び管理に関する事。

第三十三条の二第三号中ロを削り、ハをロとし、二をハとし、ホをニとする。

第四十三条第五号中イ及びロを削り、ハをイとし、二をロとする。

第五十条の三各号を次のように改める。

一 用地係
イ 県土整備部所管に係る公共土木施設の用地に関する事務の総括に関する事。
ロ 県土整備部所管に係る公共土木施設のための用地取得に係る土地評価及び補償に関する事。

二 庶務に関する事。
ホ 財務会計に関する事。

二 収用係
イ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の施行に関する事。

ロ 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）の施行に関する事。

ハ 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、他課に属しない事。

二 福岡県収用委員会の庶務に関する事。

ホ 福岡県土地開発公社に関する事。

第五十九条第一号中二を削り、ホをニとし、へからチまでをホからトまでとし、同条第二号に次のように加える。

リ 福岡県屋外広告物条例（平成十四年福岡県条例第三十五号）の施行に関する事。

第六十条第二号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関する事。

第六十四条第二項の表福岡県土地利用調整会議の項中「広域地域振興課」を「総合政策課」に改める。

第六十五条第一項第一号の表福岡県国土利用計画審議会の項及び福岡県土地利用審議会の項中「広域地域振興課」を「総合政策課」に改め、同表福岡県介護保険審査会の項中「被保険者」を「被保険者証」に改め、同項第二号の表福岡県特別職報酬等審議会の項中「議会の議員の報酬」を「議員報酬」に、「当該報酬等」を「当該議員報酬等」に

福岡県屋外広告物 審議会	広告物に関する重要事項について調査審議すること。	建築都市部公園街 路課	を
-----------------	--------------------------	----------------	---

福岡県景観審議会	福岡県美しいまちづくり条例及び福岡県屋外 広告物条例の規定によりその権限に属する事 項のほか、知事の諮問に応じ、県土の景観の 形成に関する事項又は屋外広告物に関する重 要事項を調査審議すること。	建築都市部都市計 画課
----------	---	----------------

改める。

第八十九条第一項第三号イ(6)中「らい予防法の廃止に関する法律」を「ハンセン病問
題の解決の推進に関する法律」に改める。

第八十九条第十三項の表を次のように改める。

福岡県筑紫保健福祉環境事務所衛生係	第八十七条第一項に規定する、福岡県筑紫保健福祉環境事務所、福岡県粕屋保健福祉環境事務所、福岡県宗像保健福祉環境事務所、福岡県糸島保健福祉環境事務所及び福岡県遠賀保健福祉環境事務所の管轄区域	食品衛生法第二十八条第一項、第三十条第二項並びに第六十二条第一項及び第三項に規定する事務であつて、次の各号に掲げる営業に係るもの 一 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第百二十九号)第三十五条第一号の営業のうち大量調理施設(同一メニューを一回三百食以上又は一日七百五十食以上を提供する施設)に該当する営業、第三号の営業のうち卸行為を伴う営業、第四号から第八号まで、第十一号、第十三号、第十六号から第二十一号まで、第二十三号から第三十四号までの営業 二 卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場の施設内における食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃ(以下この表中「食品等」という。)(の販売業 三 大規模小売店舗立地法第二条第二項に規定する大規模小売店舗(店舗面積が三千平方メートル未満の場合を除く。)(の施設内における食品等の販売業 四 その他前三号に規定する施設に類似する施設内における食品等の営業
福岡県田川保健福祉環境事務所衛生課	第八十七条第一項に規定する、福岡県鞍手保健福祉環境事務所、福岡県嘉穂保健福祉環境事務所、福岡県田川保健福祉環境事務所及び福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域	
福岡県久留米保健福祉環境事務所衛生課	第八十七条第一項に規定する、福岡県朝倉保健福祉環境事務所、福岡県久留米保健福祉環境事務所、福岡県八女保健福祉環境事務所及び福岡県山門保健福祉環境事務所の管轄区域	

第九十六条の表中「大字二日市七二六番地の一」を「二日市中央四丁目五番三二四号」

に

に改める。

第九十九条第一項中「第十五条」を「第十二条第一項」に改める。

第百十一条の表福岡県立小竹高等技術専門校の項中「溶接科」を「ものづくり鉄工科」に、「塗装科 情報ビジネス科」を「塗装科」に改め、同表福岡県立久留米高等技術専門校の項中「配管科 介護サービス科」を「介護サービス科」に改め、同表福岡県立大牟田高等技術専門校の項中

「庶務課」を「訓練第一課」に改め、同表福岡県立田川高等技術専門校の項中「建築施工系建築設計科 第一種情報処理系OAシステム科」を「オフィスビジネス系OA事務科

「に改め、同表福岡県立小倉高等技術専門校の項中「庶務課」を「訓練第一課」に、

「住宅施工科 左官科」に改める。

第百十三条第一項中「福岡県立久留米高等技術専門校、福岡県立大牟田高等技術専門校及び福岡県立小倉高等技術専門校」を「及び福岡県立久留米高等技術専門校」に改め、同条第三項第二号イ中「情報ビジネス科」を削り、同項第三号イ中「溶接科」を

「ものづくり鉄工科」に改め、同条第四項第二号イ中「第一種情報処理系OAシステム科」を削り、同項第三号イ中「建築施工系建築設計科」を「オフィスビジネス系OA事務科」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

- 福岡県立大牟田高等技術専門校の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。
 - 訓練第一課
 - 第一項第一号に規定する事務
 - オフィスビジネス系OA事務科の職業訓練に関すること。
 - 第一項第二号ロに規定する事務のうち、他課に属しないこと。
- 訓練第二課
 - 電力系電気工学科、溶接科、機械科及び家庭管繕科の職業訓練に関すること。

- 福岡県立小倉高等技術専門校の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。
 - 第百十三条に次の一項を加える。

6 福岡県立小倉高等技術専門校の各課ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 訓練第一課

イ 第一項第一号に規定する事務

ロ 第四項第一号ロに規定する事務

ハ 第一項第二号ロに規定する事務のうち、他課に属しないこと。

二 訓練第二課

イ 住宅施工科、左官科及びアパレル工芸科の職業訓練に関する事

ロ 第一項第二号ロに規定する事務のうち、イの訓練科に係るものに関する事

第百四十三条第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同条第二号ハ中「計量法

」の下に「(平成四年法律第五十一号)」を加え、同条第三号に次のように加える。

ロ 計量法の施行に関する事務のうち、商品量目立入検査に関する事

ハ 計量法の施行に関する事務のうち、届出版売事業者への立入検査に関する事

第百四十三条第四号中ロをハとし、ハの前に次のように加える。

ロ 計量法の施行に関する事務のうち、特定計量器の届出製造事業者及び修理事業者への立入検査に関する事(検定第二課に係るものを除く。)

第百四十三条第五号に次のように加える。

ロ 計量法の施行に関する事務のうち、イの特定計量器及び計量器の届出製造事業者、修理事業者、指定製造者並びに指定製造事業者への立入検査に関する事

第百六十二条の表福岡県朝倉農林事務所の項中

「農地整備第一課

「農地整備第一課 県営第一係

を 県営第二係 に改め、

「農地整備第一課 県営第二係

用地係

同表福岡県飯塚農林事務所の項中

「農地整備課

「農地整備第一課 県営第一係

を 県営第一係 に改め、

「農地整備第一課 県営第二係

同表福岡県行橋農林事務所の項中

「農地整備第一課

「農地整備第一課 県営第一係

を 県営第二係 に改める。

「農地整備第一課 県営第二係

用地係 用地係

第百六十四条第一項第三号イ中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)から(15)までとし、同条第二項第五号に次のように加える。

二 用地係

(1) 県営土地改良事業等に係る用地の取得及び損失の補償に関する事

第百六十四条第四項第五号ロ(1)中「県営土地改良事業等のうち」の下に「ほ場整備事業」を加え、同号ロに次のように加える。

(2) 第一項第五号ハに規定する事務のうち、(2)から(5)までに関する事

第百六十四条第四項第五号中ハを削り、同条第五項第三号ハ中(2)を削り、同条第六項第四号イを次のように改める。

イ 県営係

(1) 県営土地改良事業等のうち、他課及び他係に属しない事

(2) 第一項第五号ハに規定する事務のうち、(2)から(5)までに関する事

第百六十四条第六項第四号中ロを削り、ハをロとし、同項第五号イ中(2)を次のように改める。

(2) 県営土地改良事業等のうち、ほ場整備事業に係るもので他係に属しない事

第百六十四条第六項第五号イに次のように加える。

(3) 県営土地改良事業等のうち、かんがい排水事業に関する事

(4) 第一項第五号イ(2)に規定する事務

第百六十四条第六項第五号ロ(1)中「豊前市」の下に「及び築上郡築上町」を加え、同号(2)中「農村活性化住環境総合整備事業」を「ふるさと水と土ふれあい事業」に改める。

第百八十条第二項の表中

「工事第一課

「工事第一課

第一係

を 第一係 に改める。

第二係

第二係

第三係

第百八十二条第二号口中(2)を削り、同条第三号(1)中「に関する事務であつてかんがい排水事業、ほ場整備事業及び干拓地等農地整備事業に係るもの」を削り、同号口中(1)を削り、(2)を(1)とし、同条第四号口中(1)中「八女市及び筑後市の区域のほ場整備事業に係るもの」を「所長の指定する区域のクリーク防災機能保全対策事業」に改め、同号八を削り、同条第五号イ(1)中「干拓地等農地整備事業に係るもので他課及び他係に属しないこと」を「所長の指定する区域のクリーク防災機能保全対策事業に關すること」に改め、同号イ中(2)を削り、同号口中(1)中「大牟田市、柳川市、大川市及びみやま市高田町の区域の干拓地等農地整備事業に係るもの」を「所長の指定する区域のクリーク防災機能保全対策事業」に改め、同号口中(2)を削る。

第二百三十一条の表福岡県福岡土木事務所の項中「第二百三十三条第二項第七号二」を「第二百三十三条第二項第八号二」に改め、同表福岡県柳川土木事務所の項中「第二百三十三条第四項第七号イ」を「第二百三十三条第四項第六号イ」に改め、同表福岡県北九州土木事務所の項中「同条第九項第六号八」を「同条第九項第七号八」に改め、同表福岡県那珂土木事務所の項中「第二百三十三条第十二項第七号八」を「第二百三十三条第十二項第六号八」に、「福岡県甘木土木事務所」を「福岡県朝倉土木事務所」に改める。

第二百四十条第二項の表福岡県藤波ダム建設事務所の項中「うきは市浮羽町朝田四二番地の一」を「うきは市浮羽町小塩五八 七番地の二」に改め、同表福岡県五ヶ山ダム建設事務所の項内部組織の欄を次のように改める。

庶務課
工務課
工務第一係
工務第二係

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(福岡県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則の一部改正)
2 福岡県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則(昭和四十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改める。
第二条中「広域地域振興課」を「総合政策課」に改める。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十七号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十号中「三十万円」を「百万円」に改める。

第十三条第三号中「財務規則第二百六十六条第二項第一号」を「財務規則第二百六十六条第一項並びに第二項第一号及び第二号」に改める。

第二十条第二項中、「久留米市の区域においては、久留米保健福祉環境事務所に長に」を削り、「第一号」の下に「に掲げる事務」を加え、「及び第六号に掲げる事務を」を「について、久留米市の区域においては、久留米保健福祉環境事務所に長に、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所に長に委任し、第六号に掲げる事務について、久留米市の区域においては、久留米保健福祉環境事務所に長に」に改め、同条第三項ただし書を削り、同条第五項第四号に次のように加える。

ウ 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号)附則第三十二条又は第三十三条の規定による郵便等販売の届出に係る書類(既存一般販売業者に係るものを除く。)を受領すること。

第二十条第十項第一号中「認可外保育施設」を「届出保育施設等」に改め、同条第十二項第九号中口を二とし、二の前に次のように加える。

ハ 法第四十八条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者

であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業員若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業員であつた者等に対し出頭を求め、又は所属職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること（実地指導に限る。）。

第二十条第十二項第九号イ中、「当該職員」を「所属職員」に改め、同号中イを口とし、口の前に次のように加える。

イ 法第十一条第一項の規定に基づき、自立支援給付に係る障害者等若しくは障害児の保護者又はこれらの者であつた者に対し、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は所属職員に質問させること（実地指導に限る。）。

第二十四条第一号ネ中「基づき、」の下に「小規模住居型児童養育事業を行う者、」を加え、同号ナ中「基づき、」の下に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託した児童又は」を加え、同号中「及び第七号の二」を、「第七号の二及び第七号の三」に改める。

第五十条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中第四号を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項に次の一号を加える。

四 県営林の経営及び管理に関する事務

この号中福岡県営林規則（昭和三十九年福岡県規則第三十五号）を「規則」、福岡県営林極印規程（昭和三十九年五月福岡県訓令第十七号）を「極印規程」、福岡県営林看守人服務規程（昭和三十五年八月福岡県訓令第四十一号）を「服務規程」、福岡県営林経営規程（昭和三十五年六月福岡県訓令第二十三号）を「経営規程」という。

イ 規則第九条及び第十条の規定に基づき、産物売払契約を締結し、産物の売払いを行うこと（公売の公告並びに立木により売払う場合における契約方法の決定、指名競争入札参加者の指名、随意契約者の指名及び予定価格の決定を除く。）。

ロ 規則第十二条第一項の規定に基づき、売払代金の延納を認めること。

ハ 規則第十三条第一項の規定に基づき、延滞金を徴収すること。

ニ 規則第十四条の規定に基づき、契約保証金又はこれに代わる担保を還付し、又は売買代金に充当すること。

ホ 極印規程第三条第一項の規定に基づき、極印を保管すること。

ヘ 極印規程第八条の規定に基づき、極印事故報告書を農林水産部長に提出すること。

ト 服務規程第三条第一項の規定に基づき、県営林の看守人を指揮監督すること。

チ 服務規程第三条第三項の規定に基づき、県営林の災害等の事故報告を受領すること。

リ 服務規程第五条の規定に基づき、県営林の看守人の服務実績報告を受領すること。

ヌ 経営規程第十八条の規定に基づき、県営林の経営区別計画について意見を述べること。

ル 経営規程第二十三条第二項の規定に基づき、年次計画の作成について意見を述べること。

ヲ 経営規程第二十六条第一項の規定に基づき、予定簿を作成し、農林水産部長の承認を受けること。

ワ 経営規程第三十三条の規定に基づき、予定簿の変更又は追加の承認を受けること。

カ 県営林の境界標、土塚及び制札等を設置すること。

ヨ 県営林地に火入れをしようとするとき、関係市町村長、消防署及び周囲一キロメートル以内にある立木地の所有者等に通知すること。

タ 県行造林の土地所有者から契約の変更又は解除の申請書を受領し、実情を調査して意見を付し、農林水産部長に進達すること。

レ 県営林の看守人の配置について、農林水産部長に意見を述べること。

ソ 県営林産物の売買契約の変更又は解除について、農林水産部長と協議すること。

ツ 県営林産物搬出期限の延期の承認を行い、延期承認書の交付をすること。

ネ 天災その他真にやむを得ないと認めるとき、搬出延期料の免除を行うこと。

ナ 県営林産物の搬出完了届を受領し、その跡地を検査すること。

ラ 跡地検査の結果、期間を定めて必要な措置を命じ、その履行の確認を行うこと。

ム 搬出未済物件の処理について、農林水産部長の指示を受けること。

ウ 県営林産物の売買物件の伐採加工及び搬出施設の設置の承認をすること。

エ 県営林産物の補償に伴う諸収入を行うこと。

オ 県営林の普通林を伐採しようとするとき、森林法第十条の規定に基づく伐採届出書を提出すること。

カ 県営林の保安林及び保安施設地区において立木竹を伐採し、立木を損傷し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為を行うとき、森林法第三十四条第一項及び第二項の規定に基づく許可を受けること。

ク 県営林の保安林を森林法第三十四条第一項の規定による許可を受けて伐採したとき、同条第八項の規定に基づく届出をすること（同法第四十四条において準用する同法第三十四条第八項の規定に基づく届出をする場合を含む。）。

ケ ヤ 県営林の保安林を森林法第三十四条第一項第四号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して、立木竹を伐採し、立木を損傷し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為を行ったとき、同条第九項の規定に基づく届出をすること（同法第四十四条において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく届出をする場合を含む。）。

コ マ 県営林の普通母樹又は普通母樹林を伐採しようとするとき、林業種苗法第七条第三項の規定に基づく伐採届出書を提出すること。

ク ケ 主伐後の跡地について再び造林契約をしようとするとき、主伐着手前に土地所有者と協議し、覚書を作成し、その写しを農林水産部長に提出すること。

コ ケ 第五十条中第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とする。

ク ケ 第七十条第八項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下こ

の号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第七十五条第一項の規定に基づき、特定建築物の設計及び施工に係る事項の届出を受領すること（本庁に進達）。

第七十条第八項中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同号の次に次の三号を加える。

九 統計法（平成十九年法律第五十三号）の施行に関する事務

この号中建設工事統計調査規則（昭和三十年建設省令第二十九号）を「調査規則」という。

イ 調査規則第九条及び調査規則第十二条の規定に基づき、建設工事統計調査を行うい、及び調査票を審査すること（本庁に進達）。

十 建築動態統計調査規則（昭和二十五年建設省令第四十四号。以下この号中「調査規則」という。）の施行に関する事務

イ 調査規則第七条の規定に基づく着工統計調査票を受領すること（本庁に進達）。

ロ 調査規則第九条の規定に基づく補正調査票を作成すること。

ハ 調査規則第二十一条の規定に基づく滅失調査票を受領すること（本庁に進達）。

十一 福岡県福祉のまちづくり条例（平成十年福岡県条例第四号。以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務のうち、建築物に関すること（福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）別表三五の六の項の規定により、北九州市、大牟田市及び久留米市が処理することとされた事務を除く。）。

この号中福岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十年福岡県規則第四十一号）を「施行規則」という。

イ 条例第十七条第一項の規定に基づき、特定まちづくり施設の新築等の計画の届出（変更を含む。）を受領すること。

ロ 条例第十七条第二項の規定に基づき、同条第一項の届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすること。

ハ 条例第十八条の規定に基づき、特定まちづくり施設の工事完了の届出を受領す

ること。

二 条例第十九条第一項の規定に基づき、条例第十八条の規定による届出に係る内容を審査し、及び実地に検査をすること。

ホ 条例第十九条第二項の規定に基づき、条例第十八条の届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすること。

ヘ 条例第二十条第一項の規定に基づき、特定まちづくり施設の新築等をしようとする者又は所有者等に対し整備基準に係る適合の状況の報告を求めること。

ト 条例第二十条第二項の規定に基づき、同条第一項の報告をした者に対し、必要な指導及び助言をすること。

チ 条例第二十一条第一項の規定に基づき、職員に特定まちづくり施設若しくはその工事現場に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させること。

リ 条例第二十一条第三項の規定に基づき、新築等をしようとする者又は所有者等に対し、必要な指導及び助言をすること。

ヌ 条例第二十四条第一項の規定に基づき、適合証を交付すること。

ル 条例第二十四条第一項第一号の規定に基づき、適合証の交付の請求を受けること。

ヲ 条例第二十五条第一項の規定に基づき、適合証交付まちづくり施設に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させること。

ワ 条例第二十五条第三項の規定に基づき、適合証交付まちづくり施設の所有者等に対し、必要な指導をし、又は適合証の返還を求めること。

カ 条例第二十七条第二項の規定に基づき、国等に対し、特定まちづくり施設の整備基準に係る適合の状況その他必要と認める事項について、報告を求めること。

コ 施行規則第八条第二項の規定に基づき、必要に応じ、条例第十八条の規定による届出に現場写真等の添付を求めること。

ク 施行規則第八条第三項の規定に基づき、条例第十八条の届出をした者に対し、検査結果を通知すること。

第七十条第八項第十二号を次のように改める。
十二 独立行政法人住宅金融支援機構から委託を受けた事務
イ 独立行政法人住宅金融支援機構法第十三条第一項第五号及び第六号並びに同条

第二項第一号の規定により資金の貸付けを受ける工事の審査を行い、合格又は不合格の判定をし、通知書を発行すること。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓令

福岡県訓令第四号

本庁

出先機関

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成十年三月福岡県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改める。

第五条の見出しを「（休憩時間等の変更）」に改め、同条に次の一項を加える。
2 育児等の特別の事情を有する職員について、公務の運営に支障がないと認められる場合は、総務部長が別に定めるところにより、勤務時間の割振り及び休憩時間を変更することができる。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県訓令第五号

本庁

出先機関

福岡県警察本部

福岡県 教育庁
 福岡県監査委員事務局
 福岡県人事委員会事務局
 福岡県労働委員会事務局
 福岡県議会事務局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の表県警察の項中

福岡県北九州市警察部	次長	総務課長
福岡県北九州市警察部	次長	機動警察隊長

改め、同表人事委員会事務局の項中

事務局次長の決裁事項	任用課長	任用課副課長
任用課長の決裁事項	任用課副課長	任用課長が指定する職員
任用課副課長の決裁事項	任用課長が指定する職員	任用課長が指定する職員

事務局次長の決裁事項	任用課長	任用課長が指定する職員
任用課長の決裁事項	任用課長が指定する職員	任用課長が指定する職員

改める。

第十六条第八号ホ中「時価三百万円以上」を「時価百万円以上」に改め、同条第十三

号ソを削り、同号ツ中「第二百六条第二項第一号」を「第二百六条第一項並びに第二項第一号及び第二号」に改め、同号中ツをソとし、ネをツとし、ナをネとし、同号ラ中「時価三十万円未満」を「時価百万円未満」に改め、同号中ラをナとし、ムからエまでをラからコまでとし、同条第二十号ロ中「時価三十万円未満」を「時価百万円未満」に改める。

第二十一条第三号ハ中「半日勤務時間」を「四時間」に改める。

別表一第一項知事決裁事項の欄第五号中「第二百四十二条第三項及び第七項」を「第二百四十二条第四項及び第九項」に改め、同項同欄第十七号中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項」に改め、同項副知事専決事項の欄第十四号中「第九十九条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同項部長等専決事項の欄第四号中「第四十二条第七項」を「第二百四十二条第九項」に改め、同項同欄第二十号を削り、同項課長専決事項の上欄第一号中「第一百条第十三項」を「第一百条第十七項」に改める。

別表一第九項中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）」に改め、「指定統計に関する」を削り、「統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）」を「統計法施行令（平成二十年政令第百三十四号）」に改め、同項部長等専決事項の欄第一号を削り、同項同欄第二号中「第八条第一項」を「第四条第一項」に、「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改め、同号を同項同欄第一号とし、同項同欄第三号中「指定統計」を「基幹統計」に改め、同号を同項同欄第二号とし、同項同欄第四号を第三号とし、同項課長専決事項の上欄第一号から第四号までを削り、同項同欄第五号中「第八条第一項」を「第二十四条第一項」に、「指定統計調査以外の統計調査の実施に」を「統計調査の実施又は変更に」に改め、同項同欄第六号中「第八条第三項」を「第二十四条第二項」に、「指定統計調査以外の」を「届け出た」に改め、同号を同項同欄第二号とし、同項同欄第七号及び第八号を削り、同項同欄第九号中「第十六条の二」を「第五十五条第一項及び第五十六条」に、「資料及び報告」を「報告、資料」に、「並びに説明」を「及び説明」に改め、同号を同項同欄第三号とし、同項同欄第十号及び第十一号を削り、同項同欄第十二号中「第八条第一項」を「第四条第一項」に、「指定統計調査」を「基幹統計調査」に、「申告義務者」を「報告義務者」に改め、同号を同項同欄第四号とし、同項同欄第十三号中「指定統計」を「基幹統計」に改め、同号を同項

同欄第五号とし、同項同欄第十四号中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改め、同号を同項同欄第六号とし、同項課長専決事項の中欄第一号中「指定統計調査対象事業所等」を「基幹統計調査対象事業所等」に改め、同項課長専決事項の下欄第一号を削り、同項同欄第二号中「第八条第一項」を「第四条第一項」に、「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改め、同号を同項同欄第一号とする。

別表一第十項中「福岡県統計調査条例（平成二年福岡県条例第六号）」を「福岡県統計調査条例（平成二十年福岡県条例第三十五号）」に改め、「統計調査に関する」を削り、同項課長専決事項の上欄第一号中「県の統計調査」を「県基幹統計調査」に、「人又は法人」を「個人又は法人その他の団体」に、「申告を命ずる」を「報告を求める」に改め、同項同欄第二号中「県の統計調査」を「県基幹統計調査」に、「調査区の設定及び調査員」を「統計調査員」に改め、同項同欄第三号中「県の統計調査に従事する職員又は調査員」を「県基幹統計調査の立入検査をする統計調査員その他の職員」に、「証券」を「証明書」に改める。

別表五中「（一）の項の1（報酬にあつては月額で支給するものに限る。）及び2の区分にあつては総務事務センターの副課長）」及び「（一）の項の1（報酬にあつては月額で支給するものに限る。）及び2の区分にあつては総務事務センターの当該事務を担当する企画主幹及び企画主査）」を削り、同表に注として次のように加える。

注 1 この表の規定にかかわらず、次に掲げるものは、これに係る事務を担当する総務事務センターの副課長の専決事項とする。

- 一 この表の1の項の2の区分に該当するものうち職員の外国旅行に係るもの
- 二 この表の6の項に該当するものうち給与支給に係るもの及び所得税等に係るもの

2 この表の規定にかかわらず、次に掲げるものは、これに係る事務を担当する総務事務センターの企画主幹及び企画主査の専決事項とする。

- 一 この表の1の項の1の区分に該当するものうち給料に係るもの
- 二 この表の1の項の2の区分に該当するものうち職員の内国旅行に係るもの

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

福岡県訓令第六号

本庁
出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中
田川郡香春町 田川郡香春町
を

田川郡香春町	田川郡香春町
田川郡添田町	田川郡添田町

に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

定価 一箇月、三三〇円（税込・郵便料別）